

欧州排出量取引制度の制度改革 —2026年制度レビューと第5フェーズに向けた検討—

若林 雅代

電力中央研究所 社会経済研究所

2026年8月

要約

2005 年の制度開始以来、欧州排出量取引制度（EU ETS）は節目ごとに改正され、2023 年には、2030 年目標の達成に向けた排出上限（キャップ）の引き締め、対象範囲の拡大、炭素国境調整メカニズム（CBAM）の導入に伴う一部部門の無償割当の段階的削減などを含む大幅な制度改革が行われた。その際、改正後の制度運用状況を検証するため、2026 年に包括的な制度レビューを実施し、必要に応じてさらなる制度改革を行うこととされた。

しかしその後、EU 域内ではエネルギー価格の高騰と脱炭素化に伴う負担が産業競争力を損なっているとの批判が強まり、産業界や一部の加盟国首脳から、キャップの緩和、カーボンクレジットによるオフセットの容認、価格安定化機能の強化など、制度の柔軟性を高めるための改革を求める声が相次いだ。他方、環境 NGO は、これらの措置が規制緩和につながり、EU ETS の環境十全性（environmental integrity）を損なうとして反対したため、両者の対立が鮮明となった。

こうした状況の中、2026 年 7 月 17 日に公表された制度改革案は、2040 年に向けたキャップ削減経路の見直し、価格安定化機能の強化と柔軟な運用、カーボンクレジットの扱い、制度範囲の拡大と産業支援策の強化を一体的に取り込んだ内容となった。中でもキャップの削減率は、2040 年目標との整合性を確保しつつも、カーボンクレジットの利用を織り込むことで、2023 年改正時の想定に比べて緩和された。これにより、排出削減を促す価格シグナルは弱まる可能性があるが、一方で無償割当やオークション収入を活用し、産業部門の脱炭素化投資を支援する仕組みが強化された。

また、2026 年は第 4 フェーズ（2021～30 年）の後半が始まることから、5 年ごとに設定される無償割当のベンチマーク値を更新する必要があった。2023 年の制度改革では無償割当の方法を定める規則も見直され、改正後の規則に基づく 2026～30 年のベンチマーク値が、2026 年 6 月に採択された。

本稿では、SERC23003「欧州排出量取引の制度改革：2030 年 55%削減に向けた EU ETS の改正と ETS II の新規導入」において取りまとめた 2023 年の制度改革以降の政策議論、2026 年からの無償割当ベンチマークの更新、および第 5 フェーズに向けた新たな制度改革案の内容を概観する。EU ETS 運用の過程で定期的に行われる制度見直しにおいて、2026 年は節目の年であり、その議論と改革の方向性を知ること、わが国の GX-ETS の今後の制度発展への示唆を得る。

免責事項

本ディスカッションペーパーは広く意見やコメントを得るために公表するもので、意見にかかる部分は筆者のものであり、電力中央研究所または社会経済研究所の見解を示すものではない。



欧州排出量取引制度の制度改革

ー2026年制度レビューと第5フェーズに向けた検討ー

電力中央研究所 社会経済研究所

若林 雅代

2026年8月

 電力中央研究所

本稿の目的と構成

背景及び目的

- 2030年55%削減に向けた検証や、CBAM導入に伴う無償割当の削減状況の確認のため、EU ETSは2026年に包括的制度改革を実施
- 2024年後半以降、高すぎるエネルギー価格と厳しい脱炭素の負担が欧州の産業競争力を損ねているとの批判に曝され、ETSの見直しが政治問題化
- 欧州委員会は、2026年3月の2040年気候目標の採択の際、ETSの近代化と柔軟性の向上を約束
- 本稿では、2023年制度改革以降の動きとして、ベンチマーク改正と、第5フェーズに向けた包括的制度改革の検討状況を整理し、2026年7月に発表されたETS指令改正案の内容を紹介

構成

- I. EU ETSの概要
- II. 制度改革の方向性と改正スケジュールについて
- III. 第4フェーズ後半の割当規則とベンチマークの見直しについて
- IV. 第5フェーズに向けた包括的改正案について

用語・略語等について 1/2

本稿で用いる用語の意味

用語	概要
環境十全性	温暖化対策のための制度や市場が温室効果ガスの排出削減に向け正しく機能しているさま
キャップ	排出量取引制度の規制対象に許容される排出枠総量のこと
グランドファザリング	過去の排出実績に基づいて排出枠を事業者に割り当てる方法
バックローディング	排出枠の一時的な余剰による価格下落対策として、2014～16年のオークション量のうち9億t分を2019年以降に先送りする措置（欧州委員会規則176/2014）
プロセス排出	鉄鋼業で鉄鉱石をコークスで還元する際に排出されるCO ₂ など、製造プロセスにおいて、燃焼以外の要因で発生する温室効果ガス
ベンチマーク	活動量に応じて排出枠を事業者に割り当てる方法（原単位方式）
リーケージ	規制を理由に、生産拠点が規制の緩い地域に移転すること。貿易強度と炭素集約度が高い部門が当該リスクにさらされやすい

用語・略語等について 2/2

本稿で用いる略語の正式名称と意味

略語	正式名称	概要
BCR	biochar carbon removal	バイオ炭による炭素除去
BioCCS	biogenic carbon capture and storage	バイオ由来排出の回収・貯蔵。実質マイナスの排出（ネガティブ排出）を実現できる技術の1つ
CBAM	carbon border adjustment mechanism	炭素国境調整。リーケージリスクが高い部門のうち、排出規模が大きく、排出量の測定・検証が比較的容易な鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、水素が対象部門に指定されている
CDR	carbon dioxide removal	大気中のCO ₂ を除去し、長期間にわたって貯留・固定化する仕組み
CORSIA	carbon offsetting and reduction scheme for international aviation	国際航空分野における温室効果ガスの削減・相殺のための国際的枠組み
CSCF	cross-sectoral correction factor	EU ETSにおいて、無償割当を決められた量（キャップの43%）に収めるために一律に適用する調整係数
CRCF	carbon removal certification framework	炭素除去量の正確な定量化、監視、検証を目的とする自主的認証枠組み
DACCS	direct air capture with storage	大気中のCO ₂ を直接回収・貯留するネガティブ排出技術
EEA/EFTA		アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーの3か国を指す
EUA		EU ETSにおける排出枠（allowances）
LRF	linear reduction factor	EU ETSのキャップ設定における線形削減率
MSR	market stability reserve	市場安定化リザーブ。価格安定化のため、排出枠の市中流通量（total number of allowances in circulation, TNAC）を調整する措置。Decision (EU) 2015/1814により、2019年よりEU ETSに導入
NAP	National allocation plan	各国ごとに排出枠の割当方法を決める計画で、加盟国が策定後、欧州委員会の承認を経て確定する。第1・第2フェーズにおいて採用

I.EU ETSの概要

EU ETSとは

- 温室効果ガス排出削減を目的に、2005年に開始（世界初）
- 開始当初は第1・2フェーズの制度を設計。以降、フェーズごとに制度を整備（表）
- 2023年、2030年55%の削減を達成するため、大幅な制度変更を実施（社経研DP SERC23003*を参照）

EU ETSの発展

	第1フェーズ (2005-07)	第2フェーズ (2008-12)	第3フェーズ (2013-20)	第4フェーズ (2021-30)
対象	EU加盟国の エネルギー転換＋ 多消費産業のCO ₂	EEA/EFTAがETS参加 航空部門を追加 (2012年～)		英国が離脱 一部産業の非CO ₂ を対象化 海上輸送追加（2024年～）
キャップ設定 と割当	京都議定書の削減目標にあわせ各国が設定 (ボトムアップ方式) 各国が策定した割当計画（NAP）を欧州委員会の 承認を経て決定 グランドファザリング 中心		共通キャップを設定（トップダウン方式） 共通ベンチマーク規則に基づき割当	
価格安定化の 仕組み			バックローディング（2014～16） MSRを導入（2019～）	
排出枠繰越	フェーズ内のみ可	無制限に可能	} 	
不遵守罰則	40EUR/t-CO ₂	100EUR/t-CO ₂		

* 若林雅代（2023）「欧州排出量取引の制度設計：2030年55%削減に向けたEU ETSの改正とETS IIの新規導入」

排出枠割当方法の変遷

- 第2フェーズまでは、策定した割当計画（NAP）に基づき、各国ごとに割当方法を決定。第1フェーズ（2005～07）は全体の95%以上、第2フェーズ（2008～12）は同90%以上を**無償割当**。当初は**グランドファザリングが主流で**、ベンチマークの採用はオランダ等、少数。第2フェーズはドイツ・イギリス等でもベンチマークを採用
- 第3フェーズ以降は、無償割当方法を統一するため**EU共通の割当規則（ベンチマーク）**を策定（下表）。**段階的に無償枠を削減**し、有償化。ただし、国際競争への影響に配慮して、**リーケージリスク**の高い部門には無償割当を継続

第3・4フェーズの割当規則（ベンチマーク）

	第3フェーズ（2013～20） （委員会決定2011/278/EU）	第4フェーズ（2021～30） （委員会委任規則（EU）2019/331）
BM基準	2007-08年のデータに基づき、部門内の効率上位10%の施設の原単位水準 8年間固定	- データに基づき各部門の改善率を反映（詳細は次スライド以降を参照） - 前半・後半に分けて設定
無償枠配分	リーケージリスクが高い部門は100%を無償割当 - その他部門は2013年には80%を無償割当。毎年一定の割合で削減し、2020年には30%を無償割当 - 発電部門は2013年から原則として完全有償化	CBAM対象部門は2026年以降、段階的に無償割当を削減、2034年には0% - その他部門は2026年まで30%を無償割当。2027年から段階的に削減、2030年には0%（完全有償化） - 地域熱供給部門のみ、30%の無償割当を継続

第4フェーズの無償割当ルール 1/3

- 製品の製造プロセス毎に定義した活動量あたり排出量（製品BM）に応じて割当量を算定

□ 52の製品BMを定義

$$\text{割当量} = \text{製品BM} \times \text{活動量}$$

- 活動量の定義が困難な製品は、熱・燃料の代用BMに基づき、割当量を算定

□ 熱BM（製造プロセスに投入した熱が計測可能な場合）

□ 燃料BM（熱の計測が困難な場合）

$$\text{割当量} = \text{熱・燃料BM} \times \text{熱・燃料投入量}$$

製品に紐づくCO₂・GHGsの排出漏れや重複がないよう、排出は必ず1つの製品の製造プロセスに紐づける

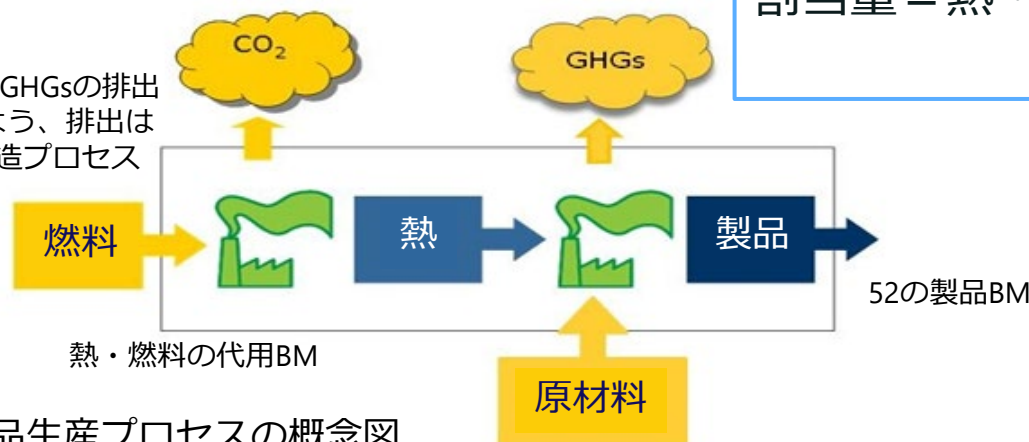


図 製品生産プロセスの概念図

出典：European Commission (2024) General Guidance to the allocation methodology より著者加筆

https://climate.ec.europa.eu/document/download/d5276f6c-4355-438a-a0ef-0c03a9b34a39_en?filename=1_gd1_general_guidance_en.pdf

第4フェーズの無償割当ルール 2/3

- 第3フェーズのBM水準を基準に、分野間での削減技術導入率の違いを考慮して、前半・後半の改善率を設定（5年間固定）

- 前半（2021～25年） 年率0.2～1.6%、
第3フェーズからの改善率は3～24%に相当
- 後半（2026～30年） 年率0.3～2.5%、
第3フェーズからの改善率は6～50%に相当

$$\text{調整前割当量} = \text{BM} \times \text{基準年活動量}$$

- プロセス排出は、基準排出量に対し、2027年までは97%、2028年以降は91%

$$\text{調整前割当量} = \text{基準排出量} \times 0.97 \text{ もしくは } 0.91$$

第4フェーズの無償割当ルール 3/3

- 有償割当を基本原則とし、リーケージ対策として無償割当を活用

$$\text{無償割当量} = \text{調整前割当量} \times \text{調整係数}$$

リーケージリスク、CBAM対象部門の調整係数

対象		2021-2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
リーケージリスク	高い	非CBAM部門	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0				
		CBAM部門*1	1.0	0.975	0.95	0.90	0.775	0.515	0.39	0.265	0.14
	低い	地域熱供給以外	0.3	0.3	0.225	0.150	0.075	0.0	← 完全有償化 →		
		地域熱供給部門	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3			

- 発電部門は2013年から原則として完全有償化*2

- 省エネ対策が不十分な施設*3は割当量を20%削減（2023年制度改正後）
- 割当量の合計が排出枠総量の43%を上回る場合、一律のCSCF係数で割当量を調整。ただし、2023年制度改正後は、上位10%の高効率施設を調整対象から除外する優遇措置

*1 具体的には、鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、水素

*2 中東欧の低所得加盟国は、電力システム近代化移行期間の特例措置として発電部門への無償割当が認められた（ETS指令第10c条）

*3 エネルギー効率指令（2012/27/EU）に基づく義務を履行していない施設、および、排出係数が対象施設全体の80パーセント以上で気候中立計画を策定・実施していない施設

第4フェーズにおけるベンチマークの設定

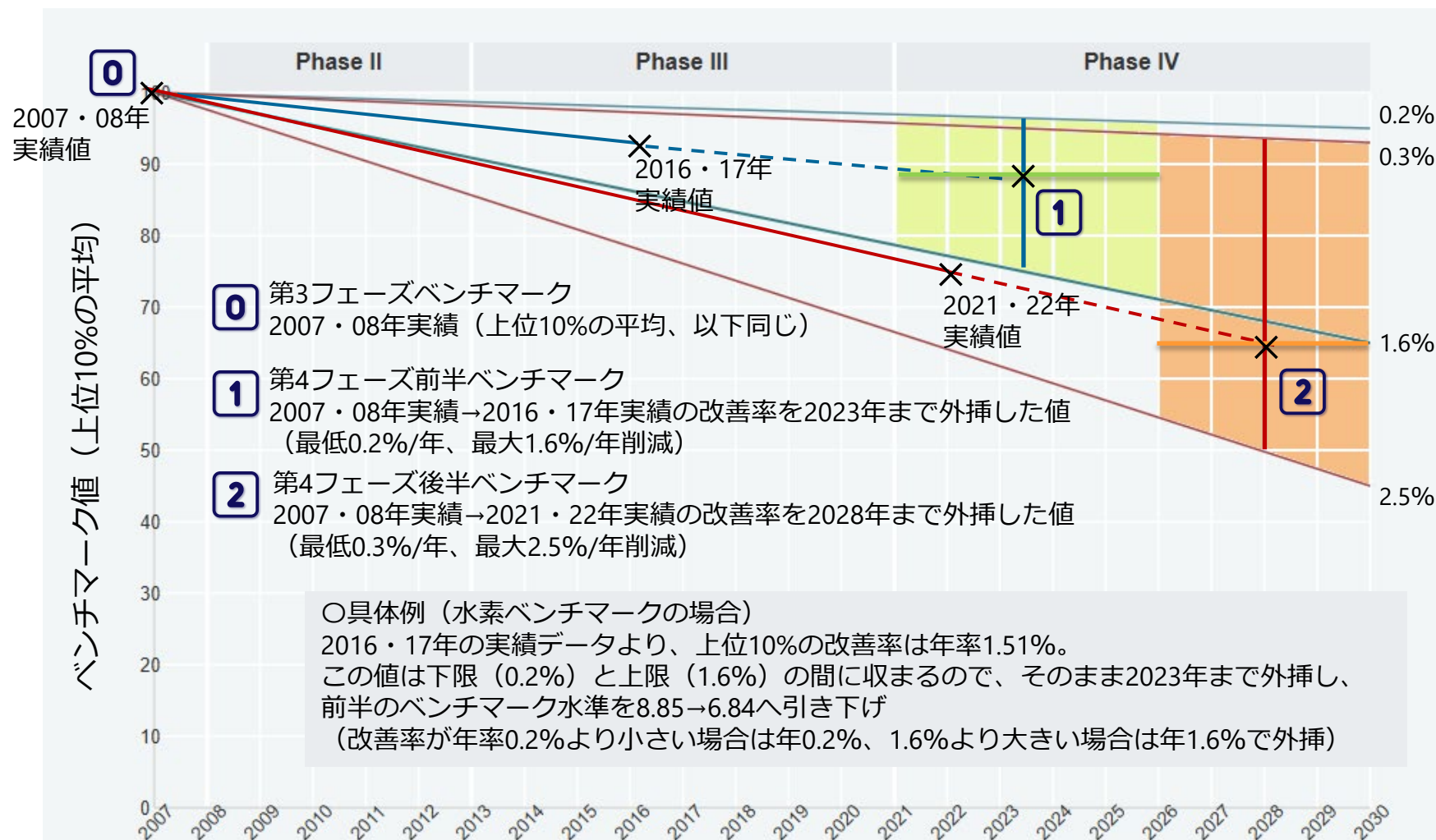


図 第4フェーズベンチマークの設定方法

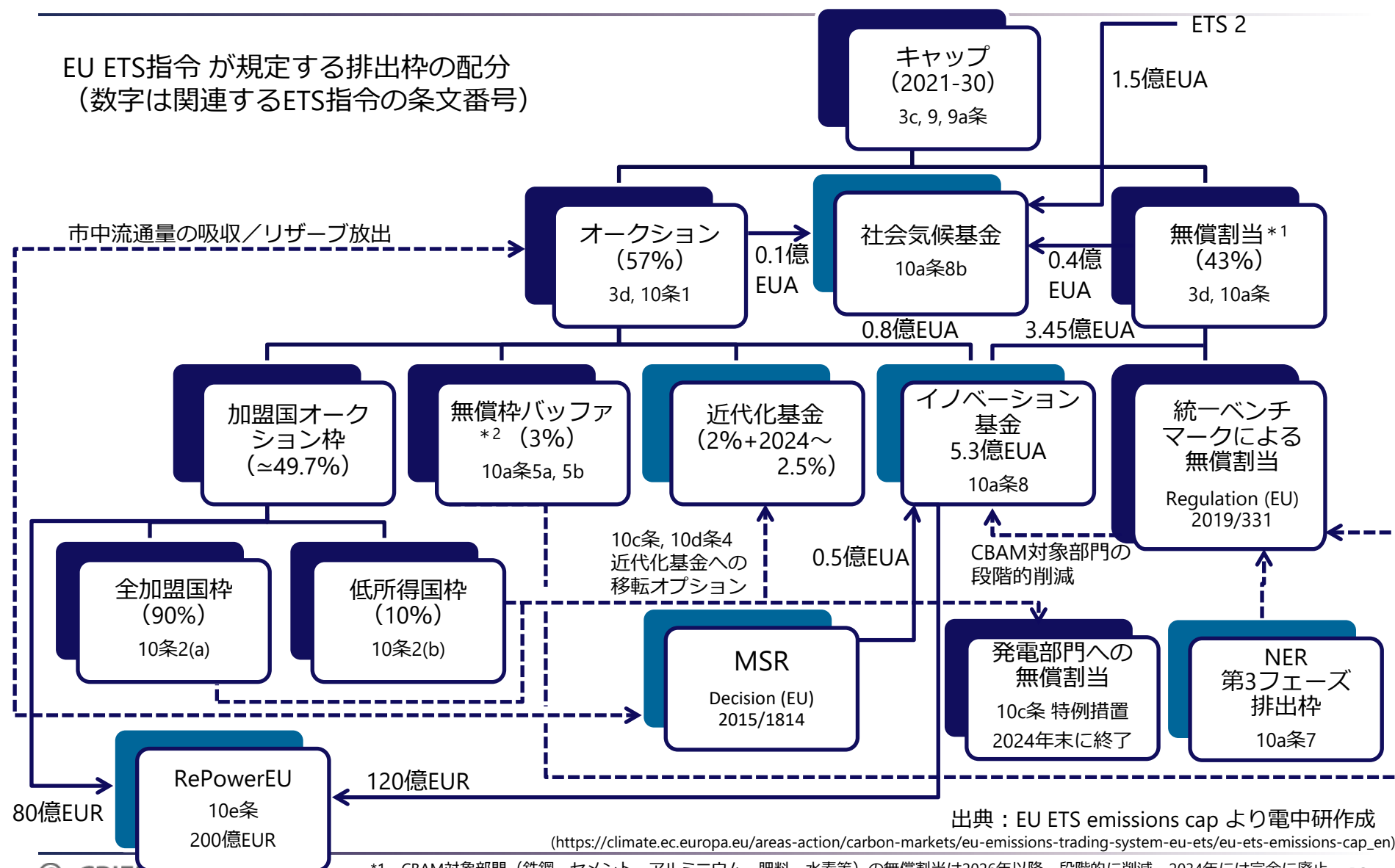
出典：電中研作成

2026年に包括的レビューを実施

- ETS指令は、国際動向およびパリ協定の長期目標達成に向けたEUの取り組みを踏まえ、継続的に見直される
- 2023年の制度改正時に、2026年に以下の項目をレビューし、必要があれば制度改正を行う旨を規定（Directive (EU) 2023/959）
 - 炭素除去（CDR）のETSでの扱い（第30条5(a)）
 - 対象施設の規模（20MW以上）引き下げ（第30条5(b)）
 - 廃棄物焼却施設への制度拡大の可能性（第30条7）
 - 航空部門 CORSIAの評価と適用範囲の見直し（第28b条2）
 - 海運部門 中小型船への対象拡大の可能性（第3gg条5）

参考 排出枠の分配（第4フェーズ, 2023年改正後）

EU ETS指令 が規定する排出枠の配分
(数字は関連するETS指令の条文番号)



*1 CBAM対象部門（鉄鋼、セメント、アルミニウム、肥料、水素等）の無償割当は2026年以降、段階的に削減、2034年には完全に廃止
*2 無償割当の総量が予定枠を超えた場合に一律の補正係数（cross-sectoral correction factor）の適用を回避するためのバッファ

II. 制度改革の方向性と改正スケジュール

フォン・デア・ライエン委員長の声明（2026/3/19）*

背景：

- エネルギー価格の高騰と脱炭素の負担による産業国際競争力低下への危機感から、柔軟な制度運営と規制緩和を求める声が相次ぐ
- 欧州首脳会議後の記者会見において、欧州の産業競争力強化を視野に、EU ETSをより柔軟な制度に改革する方向性を示唆

短期的対策：

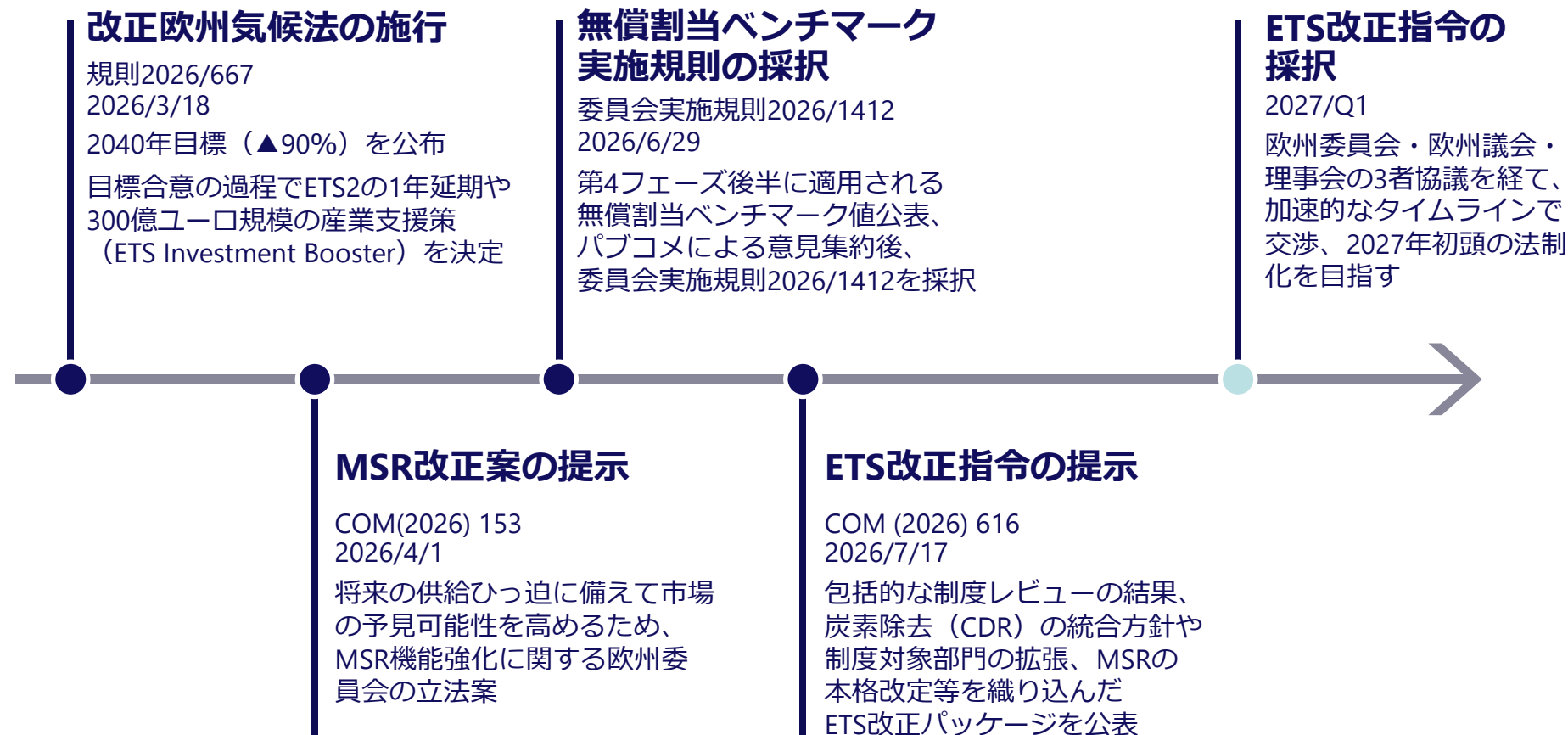
- 無償割当の基準更新（産業界の懸念を反映）
- 価格変動を抑制（MSRの運用余地拡大）

中長期的対策：

- 2034年以降の産業界への無償割当の削減経路の見直し
- 海運部門における競争環境の確保
- クリーン技術、脱炭素投資の予算（ETS Investment Booster）として4億EUA（≒300億ユーロ相当）を確保

* Statement by President von der Leyen at the joint press conference with President Costa following the meeting of the European Council of March 2026
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/statement_26_663

2026年の制度見直しスケジュール



III. 第4フェーズ後半の割当ルールと ベンチマークの見直し

2023年に指摘されたベンチマークの課題

2023年の制度改正時に、以下の課題を指摘、ベンチマークの見直しを指示

2023年のETS改正指令（Directive (EU) 2023/959） 前文（10）

- 無償割当において**資源の循環利用の可能性を考慮し、目的が同じ生産プロセスに関し、原料または生産プロセスの種類に関係なく一つのベンチマークに包含できるよう、対象となる製品・プロセス・排出量の定義を改訂**
- **低炭素および脱炭素技術に対するインセンティブ強化のため、ETSの対象となる活動を見直し、GHGを一切排出しない施設も割当の対象とすることで、施設間の公平な扱いを確保すべき**
- **ただし、鉄鋼とアルミニウムは、第4フェーズ後半（2026～30年）も、一次と二次の生産プロセスの区分を維持**
 - **鉄鋼**は焼結鉱（Sinter）、溶銑（Hot metal）、コークス（Coke）、電炉鋼（EAF）の主要工程ごとに細かく製品を区分し、各工程の効率性評価における公平性を確保
上記の製品区分に含まれない下工程や補助的な工程は、エネルギー消費の種類に応じた熱・燃料のベンチマーク、あるいはプロセス排出の削減率を適用
 - **アルミニウム**は電解精錬プロセスと炭素陽極（アノード）の製造の2区分で評価
これらに含まれない補助工程は、熱または燃料ベンチマークを適用

無償割当ルールの改正（委員会委任規則2024/873）

2023年の指令を受け、第4フェーズ後半（2026～30年）に適用する**無償割当ルールを改正**

- **最新の技術動向に対応し、異なる技術間の無償割当の公平性の確保**により、産業部門の脱炭素化へのインセンティブを強化（スライド20～22を参照）
 - 無償割当の仕組みを通じて**グリーン製鉄・グリーン水素**等、新しい脱炭素技術への投資の優遇と産業構造の転換を加速
- **部分的または完全に電化された製造プロセス**に対し、燃料の燃焼を伴う製造プロセスと同じ基準で、**排出枠を無償割当**（スライド23を参照）
 - 製造プロセスによらず、同一製品に原則として同じ製品ベンチマークを適用
→燃料の燃焼による直接排出だけでなく、電力消費に伴う間接排出も無償割当の対象とすることで、**電化プロセスへの割当上の不利を是正**
 - 無償割当を受けられる間接排出は、燃料と電気の代替可能性（exchangeability）配慮対象の**14製品**※のみ
このうち、銑鉄、石膏ボードは一部のプロセス、カーボンブラックは定格出力2MW以上の装置の電力消費のみが無償割当の対象。他の11製品はシステム境界のすべての電力消費に伴う間接排出が無償割当の対象
 - 間接費用の補償制度（ETS指令10a条6）との重複を回避

※石油精製製品、電気炉炭素鋼、電気炉高合金鋼、鋳鉄、ミネラルウール、石膏ボード、カーボンブラック、アンモニア、スチームクラッキング、芳香族化合物、スチレン、水素、合成ガス、エチレンオキシド／エチレングリコール

低炭素技術を意識した製品区分の見直し 1/3

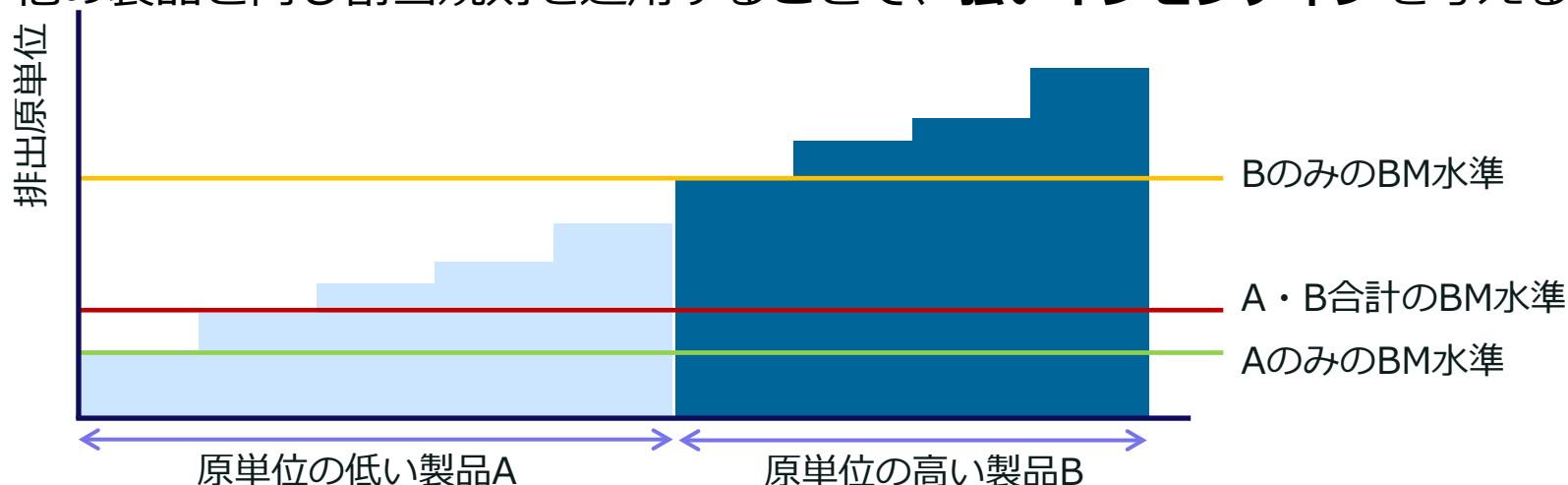
製品区分における「公平な扱い」 概念の新旧比較

従来の概念

- 企業の排出削減努力と関係しない製品特性によって排出原単位に差が生じる場合、製品Aと製品Bの区分を分けることが「公平な評価」となる

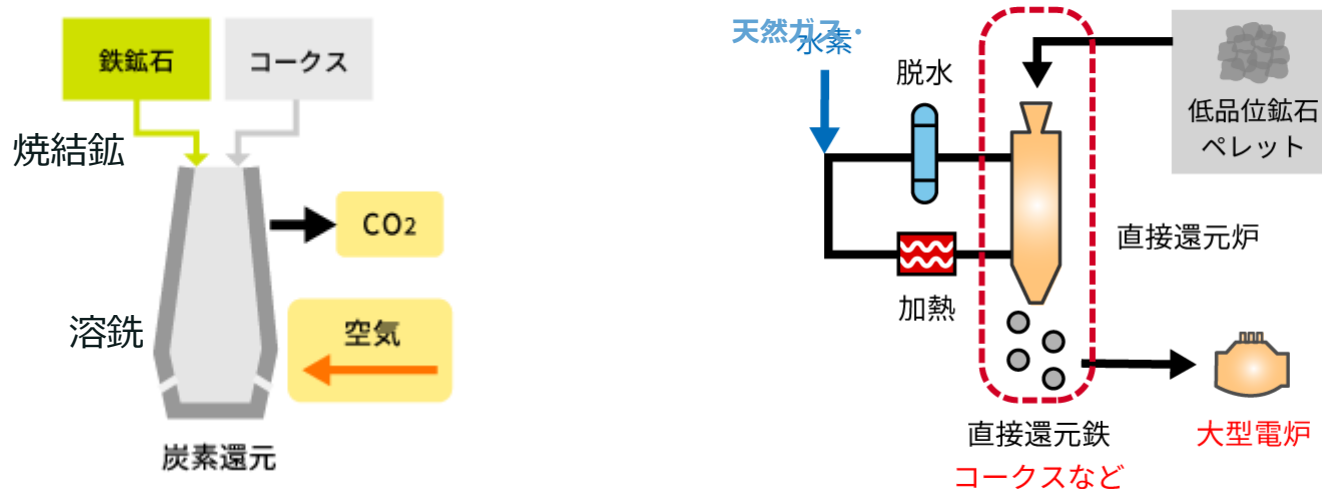
委任規則2024/873での考え方

- 製品A、Bの用途が同じ場合、両製品を同じBMで評価し、**低炭素製品Aへの代替を促す**ことが政策目的にかなう「公平な評価」となる
- 製造プロセスにおいてGHGを一切排出しないグリーンな製品に対しても、他の製品と同じ割当規則を適用することで、**強いインセンティブ**を与える



低炭素技術を意識した製品区分の見直し 2/3

- 従来型の高炉法を前提とする工程ごとのベンチマーク（BM）区分を見直し、製鉄プロセスにおける低炭素化の鍵となる新技術（直接還元法）を評価する仕組みを導入
 - 焼結鉱BMの技術中立化 直接還元鉄で利用する鉱石ペレットを包含
 - 溶銑BMの拡張 直接還元法にも対応できるよう、定義を修正・拡張
 - 電炉鋼BMの調整 直接還元鉄から製造された鋼を除外



出典：「高炉法、直接水素還元法、電炉法における革新技術とは」NEDO グリーンイノベーション基金 より著者加筆

低炭素技術を意識した製品区分の見直し 3/3

- 化石燃料由来の従来型水素と水電解などの新技術により製造される水素の競争条件を統一し、グリーン水素を後押し
 - 水素 グリーン水素の製造プロセスを対象に包含
- クリンカーの代替を評価し、低炭素セメントの開発・利用を促進
 - 灰色セメントクリンカー
 - 白色セメントクリンカー } 低炭素代替材料を利用する結合剤（alternative hydraulic binders）を包含
- その他、割当量計算の精緻化、バウンダリの明確化
 - ソーダ灰 石灰と共通する工程の評価の一貫性を担保
 - 石灰・ドロマイト 製品純度に応じた基準活動量（HAL）補正の標準化
 - スチームクラッキング 水素・エチレン等の副生ガスやフレアリングの算定方法の厳格化
 - 塩化ビニルモノマー（VCM） 設備・プロセス間での熱フローの二重計算防止

燃料と電気が代替可能な製品における無償割当

従来の考え方

- 燃料・電気の代替可能性がある一部製品において、直接排出・間接排出を合わせた上位10%の水準でBMを算定した上で、直間排出比率による補正を行い、**直接排出分のみを無償割当の対象とする**（委員会委任規則2019/331 22条）
- 高効率な直接燃焼プロセスは実排出量を上回る無償枠が与えられる一方、直接排出の少ない電化プロセスほど割当量が減少する（完全電化プロセスは割当対象外となる）ため、電化を阻害



指令（Directive (EU) 2023/959）を受けた新しい考え方

- **直接燃焼、電化によらず、同量の製品を製造する場合には同じ基準で割当を与え、間接排出分も無償割当の対象とする**（委員会委任規則2024/873、22条を削除）
- 間接排出を割当対象とすることで電化プロセスの割当上の不利を是正し、2026～30年に産業界へ40億ユーロ相当の無償枠の割当をもたらす（Commission presents updated EU Emissions Trading System benchmarks for consultation https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_26_1044）

IV. 第5フェーズに向けた包括的制度改革案

第5フェーズに向けた制度変更の提案

2026年3月、欧州気候法の改正により掲げた目標（2040年までに1990年比90%削減）を実現するため、2026年7月17日に包括的な制度改革を提案（COM(2026)616）

＜主要論点＞

※太字は、今回の改正案において、2023年改正時の想定から変更があったもの

1. 価格安定化とMSRの機能強化
2026/4/1緊急改正提案（COM(2026)153）
2. 排出枠の削減経路
2040年に向けたキャップの年削減率（LRF）の検討
3. 無償割当ルールの見直し
エネルギー集約産業への無償割当の継続と条件
CBAM対象セクターへの無償割当の段階的廃止スケジュール
4. 外部クレジット
炭素除去（CDR）のETSにおける扱い
国際クレジットの活用
5. 制度の拡張
廃棄物焼却施設、**海運部門**、**航空部門**、**小規模施設**
6. **ETS収入を原資とする産業支援**

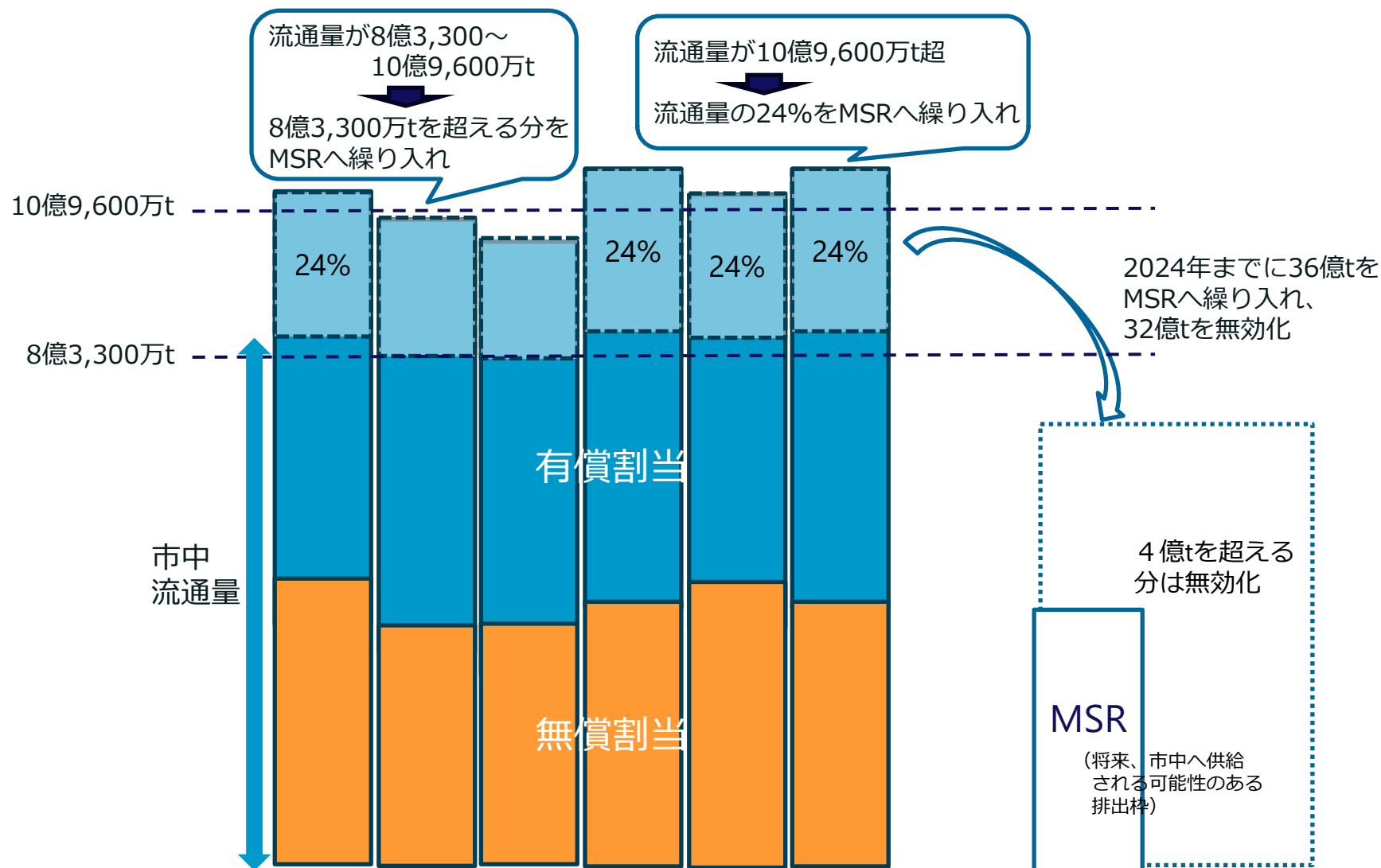
IV-1. 価格安定化とMSRの機能強化

総量中立型への回帰

- バックローディングおよび初期のMSRはキャップに対し中立的であり、リザーブに吸収された排出枠は一時的な調整機能しか持たなかった
Perino and Willner (2016)*の批判：リザーブに大量の排出枠が累積すると、市場参加者は将来の供給過剰を予見するため、中長期の価格低迷要因になる（総量中立型MSRは改革の先送りに過ぎない）
- 2018年の改革により、2023年以降に前年オークション量を超えるMSRを無効化する仕組みを導入（Decision (EU) 2015/1814 1条5a、2023年の改正で無効化の基準を4億tに変更）
→ 総量中立型から、中長期的な総量の引き締めへ
- 2019年MSR運用開始以降、2024年末までに36億tの排出枠を市場から吸収し、32億tの排出枠を無効化
- 2030年代半ば以降のEUA市場での需給逼迫に備え、産業競争力の維持を図るため、今後の需給ひっ迫に備えた予備枠の機能強化として、MSRの無効化措置の停止を提案（COM(2026)153）
→ MSRは再び総量中立型へ。価格安定化を重視
本提案は、Decision (EU) 2015/1814によって欧州委員会に付された任務（MSRの運用状況の監視と必要に応じた改善案の提案）の一環として実施

* Perino and Willner, 2016, Procrastinating reform: The impact of the market stability reserve on the EU ETS, Journal of Environmental Economics and Management, Volume 80, Pages 37-52.
<https://doi.org/10.1016/j.jeem.2016.09.006>

MSRを介した市中流通量の調整



7月の改正案（COM(2026) 616）

2026年7月の政策パッケージで、欧州委員会は以下の変更を提案：

- MSRは、市中流通量に上限・下限の閾値を設け、市中流通量が上限値以上の場合や下限値以下の場合に、以降の12か月のオークション量を調整する仕組み
- MSRの調整パラメータを見直し、
 - ▣ 制度のキャップにあわせ、上限・下限の閾値およびリザーブからの放出量が漸減する仕組みを導入
 - ▣ 上限値を上回った場合にMSRへ組み入れる比率を本則の12%に戻す

	現行 閾値（市中流通量）	組み入れ／取り出し量	改正案 閾値（市中流通量）	組み入れ／取り出し量
MSRへの組み入れ （上限値）	10億9,600万t以上	市中流通量の24%	9億4,700万t以上※	市中流通量の12%
	8億3,300万t以上 10億9,600万t未満	市中流通量と 8億3,300万tとの差分	8億3,300万t以上 9億4,700万t未満※	市中流通量と 8億3,300万t※との差分
MSRからの取り出し （下限値）	4億t未満	1億t	3億t未満※	1億t※
			3億t以上4億t未満※	市中流通量と4億t※との差分

※2029年以降、閾値を4%ずつ削減

IV-2. 排出枠の削減経路

キャップの年削減率（LRF）

2023年制度改正時の想定

- 2030年の55%削減目標（Fit for 55）に合わせるため、2023年のETS改正で、2024～27年4.3%、2028年以降4.4%のLRFを設定
このペースを維持すると、2040年代初頭に排出枠ゼロに達する（図）
- 2025年10月、ドイツのシュナイダー環境相は、改正欧州気候法の2040年90%削減目標と矛盾しない範囲で、各部門の残存排出量にあわせて2036年以降のLRFを見直すべきと主張*

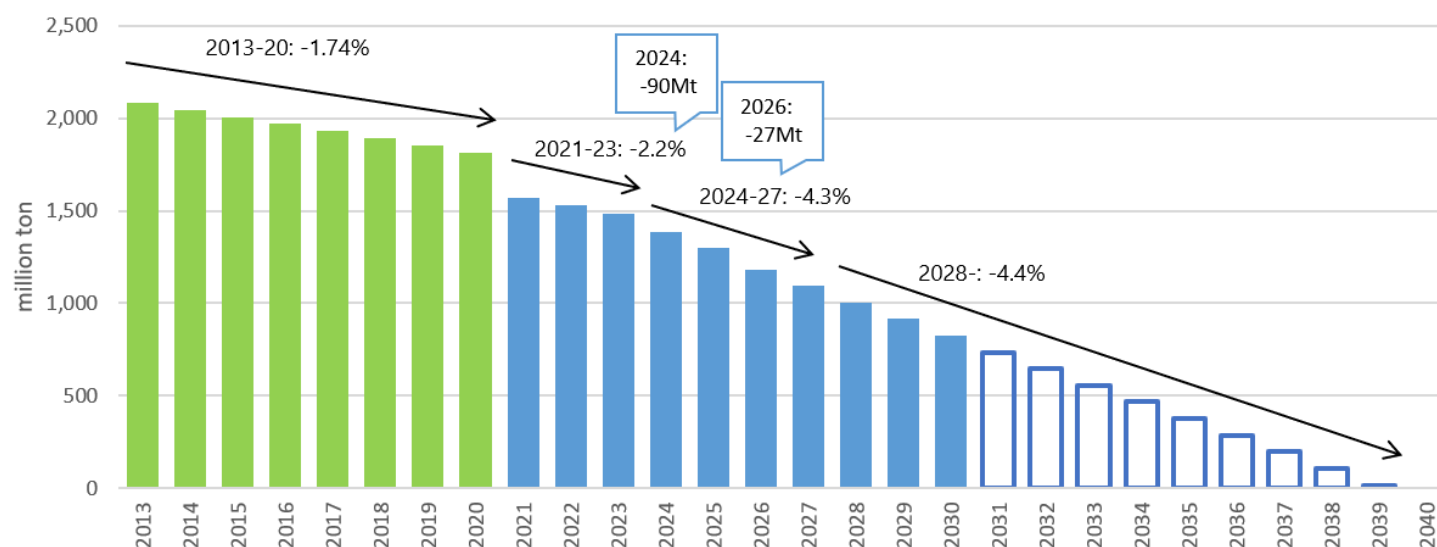


図 EU ETSのキャップとLRF

出典：Commission Decision (EU) 2023/1575より電中研作成

*Clean Energy Wire, 2025/10/10 <https://www.cleanenergywire.org/news/german-environment-minister-urges-eu-extend-industry-emissions-trading-beyond-2039>

2031年以降のLRF見直し

- 2026年7月17日に公表された改正案では、2031～35年のLRFを3.7%、2036～40年のLRFを1.7%に緩和
- 2036～40年のLRFの緩和措置は、欧州気候法が定める1990年排出量の最大5%（2億6,000万t）の国際クレジットの調達を前提とする（スライド42）
2033年のレビューにおいて、国際クレジットの確保が不十分と判断された場合、2036年以降のLRFを2.7%に厳格化
- 欧州委員会は、国際クレジットの活用により、2036～40年の削減義務が2%軽減されると評価（Commission boosts Europe's competitiveness, decarbonisation and independence with Electrification Action Plan and ETS review
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_26_1596）

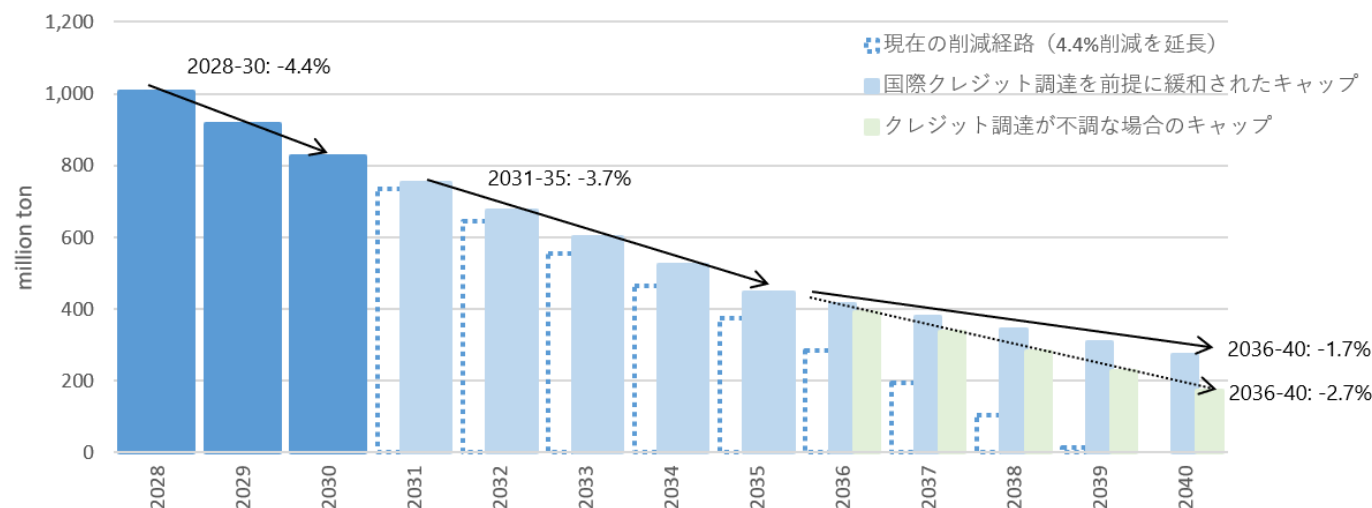


図 LRFの見直し

出典：電中研作成

IV-3. 無償割当ルールの見直し

無償割当の考え方の変遷

- 無償枠は、もともとはエネルギー集約度が高く、かつ国際競争に晒され排出枠価格の製品価格への転嫁が困難な部門に対する費用負担軽減策として導入
- リークエージ部門は2030年まで100%の無償割当を維持。ただし、2023年の改正により、CBAM対象部門はCBAMの導入とともに段階的に無償枠を廃止
- 2023年の改正により、非リークエージ部門の無償割当は、2026年から段階的に廃止し、2030年には完全有償化。例外として、地域熱供給部門のみ、2026年以降も30%の無償割当を維持
- 2026年7月の改正案では以下を提案：
 - CBAM非対象のリークエージ部門への無償割当を、**脱炭素投資計画の策定と実施を条件に**2040年まで継続（詳細は次スライド）
 - 地域熱供給部門の無償割当を、2030年以降、段階的に廃止。2040年には完全有償化
 - 2023年改正で追加された、エネルギー監査の勧告に従わない施設や排出効率が悪い施設が気候中立計画の未策定・不実施の場合に、無償枠を20%削減するペナルティ、および脱炭素投資を実行した地域熱供給施設への30%追加割当の措置は、2030年までの期限付き適用とし、2031年以降は次スライドに示す内容の条件付き割当とする

条件付き無償割当の付与

- 無償割当の対象となる事業者は、EU域内での脱炭素投資計画（‘Invest in EU decarbonisation plan’）を策定し、2029年9月末までに当局に提出する。その後、5年ごとに計画を更新する
- 脱炭素投資計画は欧州気候法の気候中立目標と整合し、下記を含む
 - a) 2050年CNに向けた施設レベルでの脱炭素化措置、および5年間の**無償割当量に相当する経済価値以上の投資**（クレジットによるオフセットは除く）
 - b) 2035年末、およびその後5年ごとの中間目標
- 提出された**脱炭素投資計画の承認**を条件に、無償割当の80%を付与
- 脱炭素投資計画の実施と**排出削減**を条件に、残りの20%の無償割当を付与（当該5年間の終了後2年以内に確認）
- 上位10%の高効率施設は上記条件を免除し、100%の無償割当を付与
- Industrial Decarbonisation Bank（IDB）およびETS Investment Booster（後述）の支援対象、ならびにイノベーション基金による支援対象となっている場合は、計画の策定義務を免除し、80%の無償割当を受け取ることができる。ただし、残りの20%はEU域内への無償割当量の経済価値相当以上の投資の実施を条件に付与される

CBAM対象セクターへの無償割当の段階的廃止

2023年制度改正時の想定

- 2026年1月のCBAM（炭素国境調整）運用開始に伴い、対象5部門（鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、水素）の域内製造業者に対する無償割当の段階的引き下げ。2034年には完全廃止（100%有償化、第10a条(1a)）
- 2026年のETSレビューおよび2027年のCBAMレビューにおいて、以下の点を検証
 - 輸出産業に対するリーケージリスクの検証及び対策
（対策が不十分な場合、無償割当廃止スケジュール自体の延期・凍結が論点化する可能性）
 - 2025年末の改正案(COM(2025) 989)に基づく、鉄鋼やアルミニウムを多く含む約180の川下製品への対象拡大、および初期の対象化を見送った有機化学品、ポリマー、石油精製の2030年までの段階的拡大に向けた検討
 - 電力消費に伴う間接排出の扱い
 - 第三国で支払われた炭素価格の控除メカニズム

CBAM対象部門の無償割当廃止の後ろ倒し

- 2026年7月の改正案において、CBAM対象部門の無償割当の削減率（CBAM係数）を下記の通り修正。完全廃止を2034年から2038年に後ろ倒し

年	CBAM係数 (%)										
	-2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034-37	2038-
現行	100	97.5	95	90	77.5	51.5	39	26.5	14	0	0
修正案	100	97.5	95	91.5	81	59	48	37.5	27	15	0

- 新たなCBAM品目が追加された場合、ETS指令11条に定めるベンチマーク改定周期（2021年から5か年サイクル）の期間中は100%、次の5か年間の初年度は97.5%、2年目は95%と、順次、表のCBAM係数に従って段階的に引き下げる

第5フェーズのベンチマーク値

- 第4フェーズ同様、5年ごとにベンチマーク水準を設定
 - 前半は2026・27年の実績データを使用し、第3フェーズベンチマーク値からの改善率（下限0.3%・上限2.0%）を2033年まで外挿
→第3フェーズベンチマーク値からの改善率は8～50%に相当
 - 後半は2031・32年の実績データを使用し、第3フェーズベンチマーク値からの改善率（下限0.3%、上限2.0%）を2038年まで外挿
→第3フェーズベンチマーク値からの改善率は9～60%に相当

熱・燃料の代用ベンチマーク

(背景) ETSによる影響の大きな産業部門との意見交換を重ねる中で、一部の小規模施設やバイオマス燃料への転換が容易な地域の施設が上位10%となることでベンチマークが技術や製品の品質影響等の制約で達成が不可能な水準に設定され、産業の競争力が損なわれる課題を認識

→ 野心的な気候変動目標を維持しつつ、各部門の現実的な投資サイクルと技術の利用可能性に配慮した予測可能な削減を重視

参考) 熱・燃料ベンチマーク (tCO₂/TJ、第3フェーズからの削減率)

	<2021-25>	<2026-30>
熱ベンチマーク	47.3 (△24%)	31.2 (△50%)
燃料ベンチマーク	42.6 (△24%)	28.1 (△50%)

実施規則2026/1412

2026年7月の政策パッケージの中で、以下を提案

- 2027～30年のベンチマークの改善率を緩和 (COM(2026)619)
 - 無償枠がキャップの43%を超えないようにする一律削減を回避するために設けられた第10a条5aのバッファを活用して、2027～30年に適用される熱・燃料の代用ベンチマークの年改善率を引き下げ、50%の削減を回避
- 2031年以降は、熱・燃料の代用ベンチマーク対象業種を細分化し、部門特有の技術特性や脱炭素化の進捗を踏まえたセクター別の代用ベンチマークを策定 (COM(2026)616)

IV-4. 外部クレジットの扱い

炭素除去（CDR）の扱い

- CRCF規則（Regulation (EU) 2024/3012）の採択（2024年11月）
高品質な炭素除去を認証する共通の認証枠組みの規定。恒久的な除去、土壌・森林等への一定期間（最低5年）の蓄積、工業製品への長期間（最低35年）の貯留の3つのカテゴリーに分け、それぞれに応じたCDRの認証手続きを提示。
定量化、追加性、長期貯留の仕組み、持続可能性の4つの品質基準を満たすことを求める
- 恒久的なCDRに関する方法論（2026年2月欧州委員会採択、5月7日発効）
DACCS、BioCCS、BCR等の技術を用いた恒久的なCDRを「高品質クレジット」として認証する手続きを確立。2030年以降のEU ETSでは、CRCFで認証された恒久的な炭素除去クレジットの利用を認める方向（次スライド）
- 改正欧州気候法による「ETSへの統合義務化」（2026年3月）
2026年3月11日に採択された改正欧州気候法は、欧州委員会が示す立法案の中で、削減困難な残余排出量の相殺のために、EU ETSにおける域内の恒久的なCDRの役割を明確に規定するよう義務付け
→ 2026年7月の改正案において、CDR統合の具体的ルールを提示

2026年7月の改正案で示された具体的な規則

- EU ETSの追加的な排出枠2億5,000万tを2031～40年に順次オークションにかけて、得られた収入を欧州委員会が同量の恒久的CDRを購入する資金に充当
- 購入対象は、CRCF規則で認証されたEU域内のBioCCS、DACCSに限定
- 資金不足に備えて1,000万tのEUAをキャップから予備的に確保
- 調達方式 競争的プロセスを通じた成果払い（payment upon delivery）
*詳細は別途委任法（delegated acts）で定める
- 欧州委員会が購入したCDRは即座に償却（キャンセル）する
→ **二重カウントの防止**
- 事業者、航空機運航者および海運会社がETS対象の活動内で行ったBioCCSを、CRCF規則に基づき認証を受けた場合、当該除去分をETS遵守に用いることができる。
二重カウント防止のため、事業者が直接遵守に用いた場合は、欧州委員会による調達の目標量（2億5,000万t）から当該除去量を控除
→ 事業者自らの利用と欧州委員会の購入をあわせて2億5,000万tの枠を創出
- 2034年末までにレビューを行い、恒久的なCDRの供給量および価格を評価。また、農林業系（nature based）除去への拡大や、欧州委員会による管理（間接的な統合）から、事業者が自己利用以外のCDRを調達し、EUAの代わりに直接、償却義務に使用できる方式（直接統合）への段階的な移行の可能性を検討する
- 炭素除去市場の成長にあわせて段階的にETSに統合し、2040年には年間4,800万tの排出枠をオークションにかける。また、費用対効果および信頼性の高いプロジェクトを優先するため、成果払いを採用する等、手続きの詳細は委任規則（Delegated acts）において定める

国際クレジットの活用

EU ETSにおける国際クレジットの扱い

- 第1・第2フェーズでは割当量の一定割合まで国際クレジットの償却による義務達成を認めた（Directive 2004/101/EC）結果、排出枠余剰の原因に
- 第3フェーズではEUAへの交換が可能とし、交換可能量の上限と質の制約（後発開発途上国（LDCs）で実施されたプロジェクトに限定、問題のある特定プロジェクトを除外）を追加（Directive 2009/29/EC）
- 第4フェーズでは全面排除（Directive (EU) 2018/410）

改正欧州気候法では、2040年のネット90%削減という高い目標達成のため、最大5%までの国際クレジットの限定的利用を明記（第4条5）。これを受け、EU ETSへの反映方針が論点化

- クレジット償却による義務達成可能とするか、加盟国によるEUAへの交換か
- 「高品質かつ環境的整合性の高い」クレジットの定義とスクリーニング基準（追加性、永続性、人権配慮等のEU独自基準の上乗せ）
- 域内における炭素除去（CDR）との優先順位の設計

➡ 2026年7月の改正案では、EUおよび加盟国政府による国際クレジット調達を根拠に、キャップを緩和（スライド31、事業者による直接利用は不可）

IV-5. 制度対象部門の拡張

一般廃棄物焼却施設

- 2023年の制度改正では、廃棄物焼却施設のETS対象化の可能性を検討するにあたり、炭素コストの負荷によって埋め立てへ逆戻りするリスクなどを総合的に検証することとした（第30条7）
- Hogg (2026)*は、法規制や埋め立て禁止措置があるため、逆戻りのリスクは限定的で、むしろプラスチック等の分別・リサイクルを促す効果が高いと評価
- この評価を踏まえ、2026年7月の改正案では以下を提案：
 - 有害廃棄物を除く都市廃棄物焼却施設のうち、時間あたり処理能力が3tを超えるものについて、EU ETSの対象とする
 - 2031年以降、段階的に排出に償却義務を導入（2031年は排出の25%、2032年は50%、2033年は75%、2034年以降は100%）
 - 加盟国は、2035年末まで対象施設の義務免除を選択できる

* Dominic Hogg, 2026, Including incineration in the EU ETS: Assessing potential impacts on landfilling, Report for Zero Waste Europe (ZWE)
https://zerowasteeurope.eu/wp-content/uploads/2026/04/ZWE_Apr26_ETSt-incineration_full-report.pdf

海運部門

- 2024年からETSの対象となり、段階的に適用拡大（2024年は排出の40%、2025年は70%、2026年以降は100%に排出枠提出義務、第3gb条）
- 2026年1月1日以降、メタンおよび一酸化二窒素の排出も対象に
- 現在は5,000GT^{*1}以上の大型の貨物船・旅客船・オフショア船を対象とし、域内航海は100%、域外との航海は50%の排出量をカウント（第3ga条）
- 2026年7月の改正案は以下を提案：
 - 2040年末までに、EU ETSの排出枠1億1,000万tを活用し、海運部門の脱炭素化を支援（3gaa条）
 - コンテナ船・オフショア船による意図的な規制の抜け穴を防ぐセーフガードの強化
 - 地理的に孤立した最外縁地域^{*2}や小規模離島間の航路、公共サービス路線および氷海船舶に対する免除、軽減措置の2035年末までの5年間の延長
 - 海運部門の割合が高い小規模国への排出枠再分配措置を2038年まで延長（3ga条3）
 - 400～5,000GTの中小型船のETS対象化の評価を継続し、判断時期を5年先の2031年末に延期する（3gg条5）

*1 GT (gross tonnage)：船の総容量を表す大きさの単位、総トン数

*2 地理的に遠く離れた場所にありながら、EU加盟国の一部としてEU法が適用される地域（outermost regions）

航空部門

- 2024年以降排出枠の段階的有償化が進み、2026年1月1日に完全有償化（第3d条1）
- 現行制度では、欧州経済領域（EEA）の域内便に限定、域外便はCORSIAとの重複を避けるため、義務を免除しているが、2026年レビューの結果、CORSIAにおける実効性、野心度がパリ協定の目標達成に必要な水準に達していないと評価された場合、免除措置を延長せず、2027年1月以降、EEA域外への出発便へもETSを適用する方針（第28b条3）
- 2025年1月以降、域内便におけるCO₂以外のガスの影響（燃料の燃焼過程でのNO_x、煤粒子、酸化硫黄化合物の放出による気候影響および飛行機雲を含む水蒸気の効果）のモニタリングと報告（MRV）を義務付け（第14条5）
- 2026年7月の改正案は以下を提案：
 - 5,000km以下の中距離国際線の免除措置を2029年に打ち切り（第28a条1(e））。なお、CORSIAに基づくクレジット相殺分を償却義務から控除して二重負担を回避し（第12条3(b））、クレジットの無効化スケジュールをCORSIAの3年周期に合わせる（第12条9）
 - 最外縁地域や後発開発途上国（LDC）、小島嶼開発途上国（SIDS）は2032年まで免除対象とする（第28a条1(a)、(c)）
 - 国際線の制度対象化で生じる排出枠1億1,000万tを航空部門の脱炭素支援策に充当し、2040年まで支援を延長する（第28a条6）。値差支援の補助率を全体的に引き下げる一方、域内生産に限定するなどの条件を付与（第3c条6）

20MW未満の燃焼施設

- 現行制度では、定格熱入力20MW以上の燃焼施設が制度対象（第2条1）
- ETS対象逃れのために燃焼規模を20MW未満とするインセンティブの歪みを回避するため、定格熱入力3MW未満のユニットを除き、施設内のすべての燃焼施設の定格入熱量の合算値が20MW以上の場合、制度対象とする（Annex I, aggregation clause）
- 指令第30条5により、20MWの閾値を引き下げることの是非を検討
小規模施設を制度対象に含めることの賛否

Pros

- ・ 中小企業によるイノベーションが新たな削減余地を生み出す
- ・ セクター内での競争条件の歪みを除く
- ・ 対策コストは年々低下しており、中小企業向サービス提供者が新たな解決策を提供

Cons

- ・ 過度な事務費用の負担
- ・ 中小企業の成長の芽を摘むリスク
- ・ 達成可能な排出削減量がコストに見合わない
- ・ 炭素市場への参加が困難

- 2026年7月の改正案では以下を提案：

- 20MWの閾値を維持

- 脱炭素投資により燃焼容量が20MWを下回った場合に制度の残留期間を5年延長し、現在の周期＋新たな5年周期×2までとする

※無償割当、イノベーション基金等の支援、ETS2への移行回避等のメリットを享受するため

ETS2

- 2026年2月、欧州気候法の交渉過程において、エネルギー価格高騰による市民生活への影響、各国の準備期間などを考慮し、開始年の1年延長を決定
2023年に成立したETS指令は、原油・天然ガスの価格高騰時に制度開始を1年延長するセーフティブレーキ規定（第30k条1）を組み込んでいたが、改正欧州気候法の第2条は、この条件とは関係なく、第30k条2を適用し、開始年を2028年とすることを法制化
- 価格高騰を防ぐセーフティ・ネットとしてのMSR2強化（次スライド参照）

【今後のスケジュール】

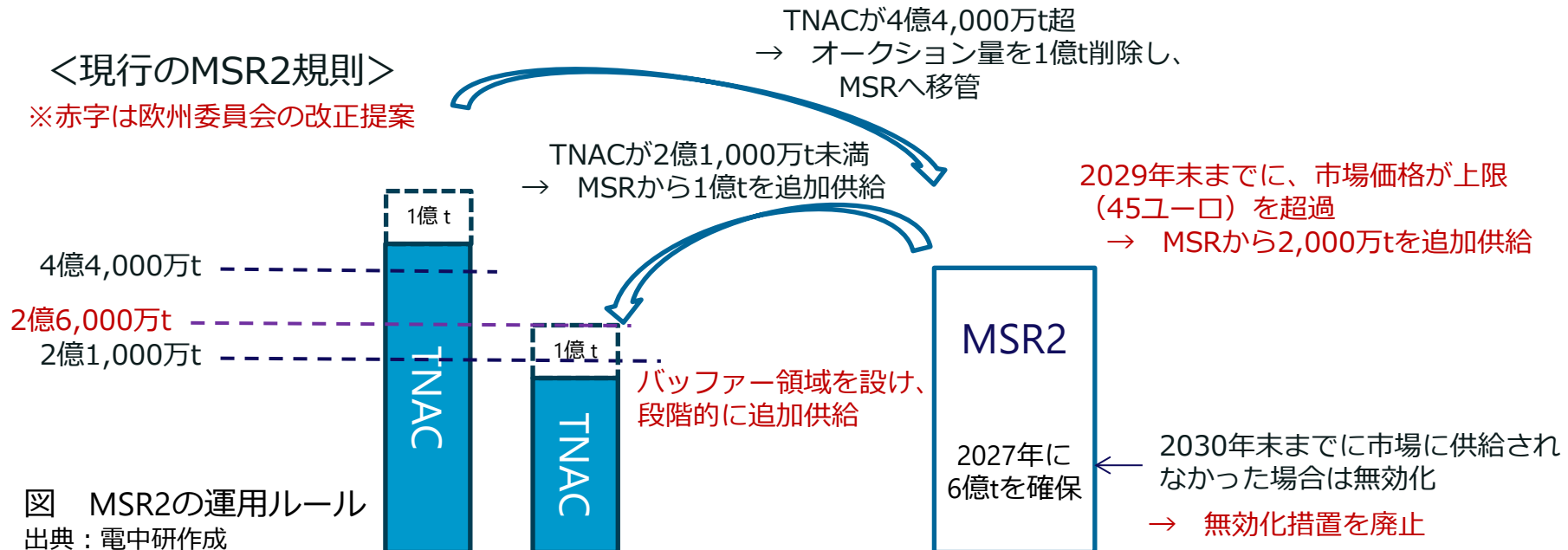
- 2025年～： 燃料サプライヤーの排出量モニタリングおよび報告（MRV）義務
- 2026年： 低所得世帯や中小企業を支援するための「社会気候基金（SCF）」の
本格始動
- 2027年： ETS2の排出枠オークションの一部を先行実施
- 2028年1月： ETS2開始
- 2029年： 2028年分排出量に対する排出枠提出義務の発生

※2026年7月の提案には、ETS2に関する改正は含まれない

ETS2向けMSR2の改正提案（COM(2025)738）

ETS2をスムーズに開始するため、2025年11月に欧州委員会が以下を提案
2026年現在、欧州議会と理事会で審議中

- MSR2開設時に確保した排出枠6億tを2031年以降も維持（2030年末の無効化を廃止）
- 排出枠の追加介入を段階的に行うバッファ領域（2億1,000万t～2億6,000万t）を設け、市中流通量（TNAC）がこの範囲にある場合に、
1億－(TNAC-2億1,000万)×2の排出枠を追加供給
- 市場価格が上限（45ユーロ）を超えた場合の追加供給に2,000万tを追加（2029年末までの臨時措置）



IV-6. ETS収入を原資とする産業支援

ETS Investment Booster

産業部門（第10条cd）

- 支援対象事業者は、削減量に応じて固定プレミアムで評価された金額に相当する排出枠を受け取る（最大10年間）
- 無償枠のバッファとして確保されている排出枠から、4億tを2028～30年の支援に充当。事前に選定されたプロジェクトの中から先着順で支援を受ける

航空部門（第28a条6、第3c条6）

- 国際線への拡大で発生する追加枠から最大1億1,000万tを航空部門脱炭素化投資の目的のために確保

海運部門（第3gaa条）

- 第9条に基づくETSのキャップのうち、最大1億1,000万tを海運部門脱炭素化投資の目的のために確保

航空部門・海運部門共通の仕組み

- 脱炭素燃料の使用、脱炭素技術の導入・運用に対し、化石燃料との値差分に対し、一定の補助率を乗じた分を排出枠で支給
- EEA域内およびETSリンク地域で生産・製造された燃料・技術のみ支援対象
- EEA域内およびETSリンク地域の原料使用には10%のボーナス
- 具体的な排出枠割当の手続きは、別途、欧州委員会が委任規則によって定める

Industrial Decarbonisation Bank (IDB)

- 2028年にIndustrial Decarbonisation Bank (IDB) を設立し、産業の脱炭素化支援を行う
- Phase 1 | 2030年まで
 - 2030年まではInvestment Boosterとして確保した枠から先着順でプロジェクトの削減量に応じて排出枠を無償供与
 - 最初の18か月は低所得加盟国に重点的に配分するための枠として1億tを確保。18か月経過後、この枠は6,000万tまで削減。2031年の残余分は近代化基金の枠組みで運用
- Phase 2 | 2031～40年
 - 2031年以降、4億t分のオークションを通じて得られる収入を活用し、競争入札を通じたCCfDまたは炭素プレミアム方式により、産業の脱炭素プロジェクトを支援
 - CCfDは、最長10年間、入札時に事業者が示したstrike priceと実際の市場価格の差額を補償。市場価格がstrike priceを一定割合以上、上回った場合には超過分の返還義務を課す
 - 指定期間以内に物理的な着工を行わない場合の罰則
 - 詳細は別途、委任規則にて定める

イノベーション基金

現行制度

- エネルギー多消費産業や輸送部門の脱炭素化支援を目的とし、第4フェーズに設立。設立当初の排出枠は4億5,000万tだったが、2023年の改正で基金に確保される枠を2,500万t拡大したほか、CBAMの廃止対象枠の一部や、航空部門で廃止される無償枠、海運業の排出枠の一部等を追加（第10a条の無償割当規則の中で、バラバラに財源を設定）

7月の改正案

- 独立の条文（第10cb条）に以下を再整理
 - 目的 ETS1・2対象分野の脱炭素化に資する、市場化前の革新的な技術の支援
 - 財源 CBAM導入に伴う無償割当の廃止分から2億t
+無償割当バッファの余剰分から最大5,000万t
2028年に残り5,000万t未満だった場合、2028年のオークション枠から不足分を補填
採択基準を満たしながら支援を受けられないプロジェクトを加盟国が自国予算で支援可能
 - 対象 ETS1・2の対象分野における脱炭素化に寄与する製品、技術、プロセス、クリーン製造技術、電化、CCU/CCS、DACCS、航空および海運部門の脱炭素化に向けた電化や低（ゼロ）炭素燃料の生産等の画期的革新技术とインフラ整備
 - 手法 競争入札の実施、投機的申請を抑制する入札保証金・完成保証金の導入等
 - ガバナンス 欧州委員会による実施状況の年次報告書の作成・公開

近代化基金

現行制度

- 域内の低所得加盟国における、エネルギーシステムの近代化と産業部門のエネルギー効率向上を目的として設立、欧州投資銀行（EIB）が実務を担う

7月の改正案 第5フェーズの近代化基金の運営について、以下を提案

- 対象国 2022～24年の1人当たりGDPが加盟国平均の75%未満の低所得国
- 財源 キャップの2.5% 以下の通り配分：
 - キャップの2.0% 従来の近代化基金の枠組みで使用
 - キャップの0.5% IDBのフェーズ2の枠組みで使用
- 対象 以下の優先投資分野に95%以上を投資（従来の80%から引き上げ）、基金による補助率は最大50%（従来は70%、民間資本の比率を50%まで引き上げ）
 - a) 再生可能エネルギー | バイオガス、バイオメタンを追記
 - b) 省エネルギー | 少なくとも20%の省エネ効果を条件とすること、化石燃料ロックインの回避、循環経済やごみ焼却炉の排熱利用の促進を追記
 - c) 需要サイドの電化 | 「需要サイドの省エネ」から“電化”に表現変更
 - d) 次世代エネルギー・インフラの近代化と拡大（エネルギー貯蔵を含む）
 - e) 産業脱炭素 | CCS、CCU、電化を追記
 - f) 低所得・農村部対策
 - g) 公正な移行
 - h) 農業：手ごろな価格の低炭素肥料・バイオベース肥料の製造 <新規追加>

加盟国オークション収入の使途

現行制度

- 加盟国のオークション収入は、気候対策・森林保全・適応策のリストから、加盟国の裁量で自由に配分可能

7月の改正案 制度対象セクターへの資金還流を意図した使途の厳格化と透明化

- 収入の少なくとも50%以上をETSセクターの脱炭素化支援のための優先領域（表）に、残りを従来の気候対策・森林保全・適応策に支出する2段階構造に

オークション収入使途の優先項目

a) ETSセクターによる気候影響を低減する支援策	f) 脱炭素化された輸送手段へのモーダルシフト支援
b) 産業クラスター周辺のクリーンエネ・貯蔵・送電網強化	g) 廃棄物部門の脱炭素化（マテリアルリサイクル、分別回収）
c) 産業の電化、クリーン生産技術、CCS/CCU、CO ₂ 輸送	h) 循環型経済への移行
d) 海運部門の脱炭素化技術	i) バイオ由来肥料、化学物質、グリーン鉄などの市場の育成
e) 航空部門の脱炭素化技術	j) 上記の目的のために必要な研究開発への資金提供

- 支出を収入発生から3年以内に義務付け、国庫への留保を予防
- 同等規模の国内政策があれば充足とみなす規定（shall be deemed to have fulfilled the provisions）の削除、化石燃料依存延命の明確な禁止（shall not prolong reliance on fossil fuels、石炭火力におけるアンモニア混焼も禁止対象）
- 使途の透明化、詳細な報告の義務付け

まとめ

- 2026年の制度改正は、欧州産業基盤の強化という政策目標が加わり、2040年目標との整合性を確保しつつも、2023年の改正時に想定された削減経路と比べて緩和
- 最大5%の国際クレジットの調達を前提に、2035～40年のキャップの削減義務を2%緩和
- 一般廃棄物焼却施設、航空部門の中距離国際線を新たに制度対象に加える。ただし、廃棄物施設は2035年まで加盟国の判断で対象から除外可能。中小型船は判断を5年先延ばし
- 無償割当は脱炭素投資の実施を条件化
- 同一製品に原則として同じ製品ベンチマークを適用することにより、脱炭素・低炭素技術に対するインセンティブを強化
- オークション収入を活用した産業部門の脱炭素化支援を強化
- キャップ緩和によって価格シグナルは弱まる一方、無償割当やオークション収入を活用して産業部門の脱炭素投資を促進する仕組みは強化

GX-ETSへの示唆

- ETSの制度設計段階では、企業行動に与える影響は不確実。また、その後の技術革新や製造プロセスの変化、社会情勢の変化等によって、制度に不具合が生じる可能性もある。このため、制度の柔軟な見直しが必要。EUでは、定期的に制度の見直しを実施。今回の改正も、2023年の制度改正時に、改正後の運用状況を3年後に確認し、必要があればさらなる改正を行うこととしていた
- 技術・製造プロセスによって異なる割当ルールが適用された結果、技術間で割当上の有利・不利が生じ、競争を歪めるリスクがある。現行ルールが事業者にどのようなインセンティブを与えているかを検証し、できる限り技術中立的なルールを策定すべき。技術間の有利・不利を完全になくすことは難しいが、何らかの技術を利するものとなる場合には、その判断基準を明確に示す必要がある。例えばEUでは、脱炭素促進との整合性を判断基準とし、産業電化に資するルールに変更
- 無償割当の考え方は、時代とともに変わり得る。EUでは、産業部門に対する負担軽減策から、脱炭素投資を誘導するインセンティブにその役割を変化させてきた